

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 24 号	平成31年2月3日	伊予市役所	産業建設部経済雇用戦略課
題 目（テーマ）：「ますます、いよし。ブランド」認定基準違反事例その1（認定番号08：プレ節）について			
提 案 内 容（要旨）			
<p>認定番号08のプレ節は製品の厚さの単位に「ミクロン」を使っていますが、平成9年10月以降、「ミクロン」は計量単位ではなくなり、代わって法定計量単位は「マイクロメートル」になりました。従って、認定番号08のプレ節は、ますますいよしブランドの認定必須条件である関係法規を守っていない商品と言えます。伊予市ブランドの品格が落ちないためにも本商品の認定取り消しをお願いします。</p>			
回 答 内 容			
<p>この度は、御提言ありがとうございました。</p> <p>「認定番号08のプレ節25ミクロンソフトけずりについて、認定を取り消してほしい」との御意見をいただきました。</p> <p>本市におきましても、経済産業省に確認を取ったところ、非法定計量単位は取引証明に用いてはならないとしているものの、本件については取引証明に該当する可能性が高いという見解にとどまっており、違法との明確な判断はなされなく、指導も今年度実施する予定は無い旨の回答でした。</p> <p>また、食品表示法及び景品表示法についても関係機関に確認をいたしましたが、「当該商品のパッケージ及び通販サイト等の表記が取引証明にあたるかどうかは解釈の問題であり、あくまでも事業者判断になるのではないか」とのことで、明確に違法との判断はなされませんでした。</p> <p>これを受けまして、本市といたしましては認定の取り消し等の対応は考えておりません。</p> <p>もちろん、今後経済産業省において明確に違法であるとの判断や事業者に対する指導が行われた場合には、伊予市ブランド認定審査会に認定取り消し等の動議を提案するものであります。御理解くださいますようお願い申し上げます。</p>			